

# グループホームやまざきデイサービス 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型通所介護・指定認知症対応型介護予防通所介護サービス（以下「通所介護サービス等」といいます。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業所・事業者の概要

### (1) 名称等

事業所の名称	グループホームやまざきデイサービス
事業所の種類	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
介護保険事業所番号	浜松市指定 2 2 9 7 1 0 0 0 5 5
事業所所在地	〒431-0101 浜松市西区雄踏町山崎 2 8 2 9 番地
事業所の補足事項	特別養護老人ホーム山崎園に併設されています
電話番号・FAX番号	053-597-2586 ・ 053-596-2220
管理者（事業所長）	鈴木 恵美子
指定年月日	平成 19 年 2 月 1 日
通常の送迎の実施地域	浜松市西区
法人種別及び名称	社会福祉法人 <small>さんこうかい</small> 三幸会
法人代表者氏名	理事長 竹村 寿文
法人設立年月日	昭和 48 年 12 月 20 日

### (2) 職員の概要

2019 年 10 月 1 日現在

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者（事業所長）	1 名	常勤兼務	看護師・介護支援専門員
計画作成担当者	1 名	常勤兼務	介護福祉士・介護支援専門員
介護職	7 名以上	常勤兼務	介護福祉士・2 級ヘルパー

## 2. サービスの提供日・時間・定員

認知症型 3 名	(月)～(金) 10:00～16:00 (祭日は通常通り営業) (土)(日)は休日 12月31日～1月2日は休日
----------	--

### 3. サービス利用料金

#### (1) 要支援・要介護者

認知症対応型通所介護費（Ⅱ） 6時間以上7時間未満

(単位：単位数)

要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
4 2 3	4 4 6	4 5 6	4 7 1	4 8 8	5 0 5	5 2 1
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）						2 2 単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）			6か月毎に栄養状態について確認・情報共有します。			2 0 単位
入浴介助加算（Ⅰ）						4 0 単位
科学的介護推進体制加算						4 0 単位
若年性認知症利用者受入加算						6 0 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		サービス費の単位数と要件を満たす加算の単位数の合計の10.4%				
介護職員等特定処遇改善加算（1）		サービス費の単位数と要件を満たす加算の単位数の合計の3.1%				

注・これらの加算のうち、要件を満たしたものののみ加算します。

(2) 浜松市は地域区分が「7級地」であるため、介護保険給付サービスにより計算した単位数に10.17円を乗じた金額の1割（一定所得以上の利用者は2割または3割）が自己負担となります。

(3) 事業所が送迎を行わない場合 所定単位数から片道につき－4.7単位を減算します。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険の給付対象とならない以下のサービスは利用料全額が契約者の負担となります。

① 事の提供代（おやつ含む）	昼食代1日	5 4 0 円
② 教養娯楽費（手芸材料費等）	実 費	
(クラブ活動費)	実 費	

### 4. 認知症対応型通所介護サービス等内容

- ① 入浴：希望の方に入浴、清拭を行います。
- ② 排泄：トイレ誘導、オムツ交換等、排泄の介護を致します。
- ③ 食事：自立に向け、利用者の状態に合わせた介護を致します。
- ④ 若年性認知症利用者受入 65歳未満の認知症のある利用者が対象です。

### 5. 料金の支払方法

料金の支払は、月ごとの精算でお願いします。毎月15日までに前月分ご利用頂いた通所介護サ

サービス等の利用料金請求書を送付致しますので、月末までにお支払い下さい。支払方法は、口座引落とし、現金支払の中からご契約の際に選んで下さい。

(口座引落としの場合は毎月18日が引落日です。)

## 6. キャンセル料

利用者の都合により認知症対応型通所介護サービス等をキャンセルした場合は下記料金を頂きます。

ご利用日の前日 17 時 30 分までに連絡頂いた場合	無料
前日 17 時 30 分から当日の朝に連絡頂いた場合	540 円 (食材料費相当分)

## 7. 認知症対応型通所介護サービス等利用の留意事項

サービスを利用するにあたり、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に報告していただく事により、心身の状況に応じたサービスの提供を致します。

## 8. 虐待防止

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会、指針の整備、検収及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

## 9. 衛生管理

事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施など必要な措置を講じます。

## 10. 非常災害・避難対策

サービス利用中に地震、火災、水害等の非常災害が発生した場合は、利用者の避難等適切な措置を講じます。災害の状況により事業所で避難待機していただく場合や、自宅にお帰り頂く場合があります。事業所からの送迎が無理な場合は、利用者家族に迎えを依頼する場合があります。また、非常災害時を想定した避難訓練や一次避難所への避難経路の説明を定期的に行います。第1項に規定する訓練に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練への参加する等地域との連携を重視します。

## 11. 事故防止・損害賠償責任

当事業所は事故防止に努めます。万が一、認知症対応型通所介護サービス等実施中に事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた事故等については損害賠償する責任を負います。但し、ご利用者に故意又は過失が認められる場合は損害賠償されない場合があります。

## 12. 利用状況、個人記録等書類保存年数

利用開始から利用終了までの介護記録、利用状況記録等の書類は利用終了日より2年保存します。

### 1 3. 社会生活上の便宜供与

経営理念・施設理念の下、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、ボランティアの慰問、近隣地区の小学校・中学校・高等学校からの福祉体験学習や職業訓練などを受け入れ、世代間交流を促進しています。

社会における将来の福祉候補生として、近隣地域の高等学校・専門学校・大学・資格免許養成校からの福祉実習を受け入れ、福祉・医療・栄養・機能訓練などの教育学習の場として提供しています。

### 1 4. 職員研修

事業所は、全ての介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定めるもの等の資格を有するその他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

### 1 5. 苦情処理

当事業所の認知症対応型通所介護サービス等について、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。ご利用者は当事業所に苦情を申立てた事により、何らの差別待遇を受けません。サービスに関すること、利用料金に関する事など、お気軽にご相談下さい。

#### < 苦情相談窓口 >

苦情受付担当者 中武 泉 電話 (053) 597-2586

苦情解決責任者 鈴木恵美子 電話 (053) 597-2586

苦情ボックスを施設玄関入口に設置しています。

#### < 第三者委員 >

鈴木 敏郎 電話 (053) 433-1006

野寫 康雄 電話 (053) 485-5835

#### < 行政機関その他苦情受付機関 >

浜松市役所介護保険課 電話 (053) 457-2787

浜松市西区役所長寿保険課 電話 (053) 597-1119

静岡県福祉サービス運営適正化委員会 電話 (054) 653-0840

国民健康保険団体連合会（苦情相談室） 電話 (054) 253-5590